個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税業務ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課徴収業務に利用する	
記録項目	1標識番号、2通知書番号、3特例適用区分、4行政区、5燃料区分、6車種、7課税非課税区分、8課税保留の有無、9初度検査年月、10更正年月日、11取得年月日、12廃車年月日、13義務者個人番号、14世帯番号、15氏名、16住所・方書、17口座振替金融機関、18口座種別、19口座番号、20口座名義人、21年税額、22賦課額、23減免額	
記録範囲	軽自動車税種別割の納税義務者	
記録情報の収集方法	宍粟市税条例(平成17年4月1日条例第81号)第87条の規定による申告又は報告及び住民基本台帳からの抽出	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名	宍粟市市民生活部税務課	
称及び所在地 	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地 6	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無 は第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	市税収納業務ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収滞納管理業務に利用する	
記録項目	1納税義務者氏名、2住所、3生年月日、4異動日、5異動事由、6住所、7賦課年度、8対象年度、9税目、10通知書番号、11期別、12調定額、13収納額、14納期限、15滞納額、16延滞金調定額、17延滞金収納額、18督促手数料調定額、19督促手数料収納額、20領収日、21収納日、22口座区分、23還付発生額、24還付済額、25充当額、26還付未済額	
記録範囲	市税等の納税義務者	
記録情報の収集方法	課税資料に基づく賦課決定及び収納消込結果	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名	宍粟市市民生活部税務課	
称及び所在地	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地 6	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	宛名管理業務ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名 称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の賦課徴収又は還付に関する書類の送達に利用する	
記録項目	1個人番号、2履歷番号、3サブ履歷番号、4住民区分コード短名称、5住民日、6住民届出日、7住定日、8実定日、9世帯番号、10世帯主氏名 が、11世帯主氏名漢字、12氏名が、13氏名漢字、14旧氏名が、15旧氏名漢字、16国籍コード名称、17現住所郵便番号、18現住所、19現住所地番、20現住所方書が、21現住所方書漢字、22現住所部屋番号、23現住所行政区名称、24現住所自治会名称、25現住所町内会名称、26現住所小学校区名称、27現住所中学校区名称、28本籍地住所、29転出先郵便番号、30転出先住所、31転出先地番、32転出先方書が、33転出先方書漢字、34転出先部屋番号、35転入前住所、36転入前住所地番、37転入前住所方書が、38転入前住所方書業字、39転入前部屋番号、40宛名郵便番号、41宛名住所、42宛名地番、43宛名方書が、44宛名方書漢字、45宛名部屋番号、46宛名行政区名称、50宛名中学校区名称、51生年月日、52生年月日不詳フラグ、53元号フラグ、54性別区分コード短名称、55続柄コード、56続柄名称漢字、57外国人通称氏名対、58外国人通称氏名漢字、59外国人本名か、60外国人本名、61消除区分コード短名称、62亡者フラグ、63異動事由コードコード短名称、64異動日、65異動届出日	
記録範囲	市税等の賦課徴収又は還付に関する書類の送達を受けるべき個人又 は法人	
記録情報の収集方法	宍粟市税条例(平成17年4月1日条例第81号)の規定による申告、申 請又は報告及び住民基本台帳からの抽出	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	宍粟市市民生活部税務課	
	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無 は第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_	

行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	
備考	

固定資産税・都市計画税課税業務(土地・家屋・償却資産)ファイル	
宍粟市長	
市民生活部税務課	
固定資産税・都市計画税の課税を行うために利用する。	
1世帯コード、2義務者コード、3所有者コード、4住所、5氏名、6課税額、7家屋の棟数、8家屋の総床面積、9家屋の総評価額、10土地の筆数、11土地の総地積、12土地の総評価額、13償却資産の価格、14償却資産の課税標準額、15家屋の所在地、16家屋の家屋番号、17家屋の種別、18家屋の用途、19家屋の構造、20家屋の階層、21居宅床面積、22家屋の登記区分、23家屋の非課税区分、24家屋の増改築区分、25家屋の軽減区分、26家屋の建築年月日、27家屋の床面積(1階、合計)、28家屋の再建築費、29家屋の評価額、30家屋の課税標準額、31家屋の特例床面積・軽減税額、32家屋の持分割合、33土地の所在地、34土地の登記地籍、35土地の登記地目・現況地目、36土地の現況地積、37土地の小規模住宅地積・一般住宅地積・非住宅地積、38土地の評価額、39土地の課税標準額、40土地の負担水準、41土地の負担調整率、42土地の当年課税標準額、40土地の負担水準、41土地の負担調整率、42土地の当年課税標準額、45土地の固定資産相当税額、46土地の持分割合	
固定資産税・都市計画税納税義務者	
本人申告、登記情報、現地調査等	
含まない	
_	
央粟市市民生活部税務課 	
〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
_	
■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無	
非該当	
_	
_	
_	

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_
備考	

個人情報ファイルの名称	市税等滞納管理業務	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名 称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税全般の滞納管理に関する事務等に使用する	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・電話番号、5家族状況、6 居住状況、7納税状況、8取引状況	
記録範囲	滞納管理対象者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システムの収納・滞納管理	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国、独立行政法人等及び他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	宍粟市市民生活部税務課	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 —	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	国税連携ネットワークシステム利用事務ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の課税資料の収受を行う	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6各種所得金額、7各種所得から差し引かれる金額、8課税される所得金額、9課税される所得金額に対する税額控除額、10扶養親族の氏名等、11配偶者の合計所得金額、12障害の程度、13課税区分、14非課税事由、15更正事由、16減免割合、17減免区分、18給与特別徴収情報、19公的年金特別徴収情報、20普通徴収情報、21異動区分、22対象年度、23課税年度、24年税額、25特徴先受給者番号、26電話番号、27整理番号、28個人番号(法人番号)	
記録範囲	市民税・県民税賦課対象者	
記録情報の収集方法	本人の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	宍粟市市民生活部税務課	
	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税業務ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課に関する事務等に使用する	
記録項目	者資格情報、7後期高齢者医療保 金額、9保険税額、10振替口座、	f、5続柄、6国民健康保険の被保険 険の被保険者資格情報、8各種所得 l1還付口座、12公的年金特別徴収 15個人番号、16電話番号、17出産 E娠又は多胎妊娠の区分
記録範囲	央粟市国民健康保険加入世帯の被保険者 医療保険へ移行した者	、世帯主、国民健康保険から後期高齢者
記録情報の収集方法	被保険者の資格異動届及び減免申請、地 担当課及び兵庫県国民健康保険団体連合	方公共団体への所得情報照会、介護保険 会からの年金特別徴収に係る情報提供
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体、兵庫県国民健康保	除団体連合会
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	央粟市市民生活部税務課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町	r 中 广 海 1 2 2 采 W 6
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	一	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無	□ 法第60条第2項第2号 □ (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非	該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地		_
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	市県民税課税業務ファイル	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課に関する事務等に使用する	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6各種所得金額、7各種所得から差し引かれる金額、8課税される所得金額、9課税される所得金額に対する税額控除額、10扶養親族の氏名等、11配偶者の合計所得金額、12障害の程度、13課税区分、14非課税事由、15更正事由、16減免割合、17減免区分、18給与特別徴収情報、19公的年金特別徴収情報、20普通徴収情報、21異動区分、22対象年度、23課税年度、24年税額、25特徴先受給者番号、26電話番号、27整理番号、28個人番号(法人番号)	
記録範囲	市民税・県民税賦課対象者	
記録情報の収集方法	本人の申告書(市・県民税申告書、確定申告書)、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書、税務署・地方公共団体への所得情報照会	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
────────────────────────────────────	宍粟市市民生活部税務課	
称及び所在地	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	電子申告サービスの利用業務ファイル
行政機関等の名称	宍粟市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課
個人情報ファイルの利用目的	市県民税、固定資産税の申告及び届出申請の受付を行う
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6各種所得金額、7各種所得から差し引かれる金額、8課税される所得金額、9課税される所得金額に対する税額控除額、10扶養親族の氏名等、11配偶者の合計所得金額、12 障害の程度、13課税区分、14非課税事由、15更正事由、16減免割合、17減免区分、18給与特別徴収情報、19公的年金特別徴収情報、20普通傾収情報、21異動区分、22対象年度、23課税年度、24年税額、25特徴先受給者番号、26電話番号、27整理番号、28年金からの特別徴収対象者の通知(開始・変更・停止)、29年金からの特別徴収税額の通知(開始・変更・収納結果)30利用者1D、31個人番号(法人番号)、32個人事業主の屋号、33事業所住所、34税理士・代理人の個人情報、35資本金の額、36事業所等資産の所在地、36資産の取得価額及び取得年月、37税務会計上の償却方法・青色申告の有無
記録範囲	市民税・県民税賦課対象者
記録情報の収集方法	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、異動届出書、所在地名称変更 届、償却資産申告書、年金特徴情報
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	央粟市市民生活部税務課
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 ————————————————————————————————————
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	_
備考	